

# 筑北村いじめ防止等のための基本的な方針

令和5年3月

筑 北 村  
筑北村教育委員会

## 目次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	1
1 いじめ防止等の対策の目指す方向	1
2 いじめとは	1
(1) いじめの認知	1
(2) 見えにくいいじめ	1
(3) いじめの背景	2
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめを未然に防ぐために	2
(2) いじめを早期に発見するために	3
(3) いじめに適切に対応するために	3
第2 いじめの防止等のための対策	4
1 学校の取組	4
(1) 学校いじめ防止基本方針	4
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	4
(3) 未然防止の取組	4
(4) 早期発見の取組	6
(5) いじめへの対応	7
(6) ネット上のいじめへの対応	8
(7) その他	8
2 村の取組	8
(1) いじめ等対策連絡協議会	8
(2) いじめ防止等の取組	8
(3) 早期発見の取組	9
(4) いじめへの対応	10
(5) その他	10
3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組	11
(1) 保護者の役割	11
(2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携	11
(3) 関係機関・関係団体との連携	11
4 重大事態への対応	12
(1) 学校の対応	12
(2) 教育委員会又は学校の対応	12
(3) 村長等による対応	15
図 重大事態（疑い）発生時の報告・調査	16
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	17

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### 1 いじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) 村立学校（以下「学校」という。）では、教職員が自らの人権感覚を磨くとともに、すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにし、安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、未然防止に努める。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの認知

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項  
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、上記の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校のいじめ防止等の対策のための組織により、複数の教員で行う。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とすることが必要。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要。

また、いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていく姿勢が必要。

#### (2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などである。これらは行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいな

こと」、日常的によくあるトラブルである。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすること等により、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、精神的に追い込まれていくことがある。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もある。

いじめは、大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりすることもある。さらに、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えないことも考えられる。

いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要。

### (3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因により過度なストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場面があることから、いじめてしまった背景や要因にも十分留意した適切な指導が必要である。

- ・ 児童生徒相互の人間関係の難しさや、教師・保護者など身近な大人からの配慮に欠ける接し方により、信頼関係がうまく築けず、自己肯定感が育ちにくい。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていないことがある。
- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・ 心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

そのため、児童生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要。そうすることが日常的な未然防止にもつながる。

## 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校や村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が取り組むべき教育課題である。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせない。児童生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人がかかわり、社会全体で児童生徒を見守っていくことがいじめ防止につながる。

### (1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次のような視点を大切にし、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進める。

- ・ 児童生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」とや命の尊さについて理解を促す。
- ・ 児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ・ 児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。
- ・ 児童生徒間のささいなトラブル(日常的衝突)は人間関係づくりをする機会であり、社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる可能性を排除せず、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育めるよう指導する。

保護者や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、関わっていくことが大切。

## (2) いじめを早期に発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにする。次のような点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要。

- ・ 「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ・ 学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知、「SOSの出し方に関する教育」の推進等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ・ 教職員と児童生徒・保護者との信頼関係を築くなど、普段から相談しやすい環境を整備し、児童生徒が相談することのよさを感じられるようにする。
- ・ 学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

## (3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが不可欠。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておくことが必要。

また、学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせない。さらに、事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが求められる。

## 第2 いじめの防止等のための対策

### 1 学校の取組

学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学級にも起こり得るものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかではなく、生じた際に、いかに迅速に対応し、真の解決に結びつけることができるかを重要視する必要がある。

そのため、「いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）」を基に、校長の強力なリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に全職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、教育委員会や関係機関等と連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進する。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、全職員がその内容について共通理解するとともに、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。

また、学校の実情に応じて適時見直しをする。なお、その際には、児童生徒や保護者、地域からの意見を取り入れるよう工夫することが望ましい。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめの防止等の対策のための組織」を中核に下記のようないじめの防止等の取組を実効的に行う。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図る。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- 学校いじめ防止基本方針の PDCA サイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- 児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核
- 必要に応じて、学級担任・部活動顧問等の参加や、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の助言

#### (3) 未然防止の取組

学校では、すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にすることを養う。また、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育むことも必要。

## ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

### (7) 日々の授業の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着。
- ・「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳教育の充実。

### (4) 児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ・相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。
- ・児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

### (5) 体験活動の充実

- ・児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己有用感が高められる活動の工夫。
- ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

### (I) 職員の研修

- ・教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開。なお、教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、各学校の状況に応じた研修を実施する。

- ① 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ⑤ その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

## イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ・「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者や地域への発信。

全校集会やPTAの会合、地区懇談会等での周知。

- ・人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。
- ・保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定。

#### ウ 児童生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援。

- ・児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援。

### (4) 早期発見の取組

#### ア 日常活動を通じた早期発見

- ・児童生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする、共に過ごす時間の確保
- ・日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握。
- ・学年会や教科会での情報交換。
- ・相談箱設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

#### イ 相談体制の充実

- ・児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫、「子ども支援センター」、「学校生活相談センター」、「チャイルドライン」、「SNSを活用した相談」等校外相談窓口の周知。
- ・相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。
- ・スクールカウンセラーとの積極的な連携
- ・教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての児童生徒との計画的な相談実施。
- ・校内の「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有

#### ウ アンケートやチェックリストの活用

- ・アンケートと個別面接を組み合わせた取組の実施。  
(例)「学校生活アンケート」「5分間ショート面接」の活用。
- ・児童生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
- ・チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。
- ・保護者向けアンケート・チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼

#### エ 「SOS の出し方に関する教育」の推進

自殺予防対策と連動し、児童生徒らがSOSを発信することができるように、全小中学校で特別授業を実施する。

#### (7) ねらい



- ・ 児童生徒が命の大切さを実感する。
- ・ 困難やストレスへの対処方法を身につける。
- ・ 困ったときに、大人や相談機関に相談することができる。
- ・ 友人など周囲の児童生徒の変化に気づき、適切な行動がとれる。

#### (イ) 実施の方向性

- ・ 教材やガイドラインの作成並びに教職員をはじめとした学校関係者への理解促進。
- ・ 教職員だけでなく、地区担当の保健師やスクールカウンセラーなどによる実施も検討。

#### (5) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは、法第 23 条第 1 項の規定に違反し得ることになる。そのため、自校の「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく必要がある。

- 見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解
- 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定
- 全体像の把握（事実確認）…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解
- いじめられた児童生徒、保護者への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり等
- いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかわりの継続等により、自己肯定感・自己有用感を高め、再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める
- いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解
- 教育委員会への報告。保護者への連絡と連携した支援・指導
- 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは以下の 2 つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも 3 ヶ月を目安として止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## (6) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備することが必要。

- ・未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ・インターネットの適正利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。
- ・児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関に相談するとともに、削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。

## (7) その他

### ア 教員が児童生徒と向き合う時間の確保

学校では、教員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努める。

### イ 学校評価や教員評価の取扱い

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。各学校は評価結果を踏まえ、PDCA サイクルで取組の改善を図る。
- ・教員評価で、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応など組織的な取組等が評価されるよう留意する。
- ・学校評価および教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の取組等を評価するよう留意する。

## 2 村の取組

村においては、いじめ防止等に係る財政上の措置、人的な支援体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めるとともに、設置する学校においていじめ防止等の対策が適切に実施されるように支援する。

### (1) いじめ等対策連絡協議会

- ・村では、いじめ防止等に係る関係する機関及び団体の連携を図るために、いじめ等対策連絡協議会を設置する。

### (2) いじめ防止等の取組

#### ア 学校の教育活動充実のための支援

- ・ 道徳教育の教科化に至る経緯を踏まえたいじめ防止教育を徹底。
- ・ 「多様な発達特性で構成される集団」をマネジメントする指導力の育成と、実践的に学ぶ研修体制の構築。
- ・ 人権教育の視点に立った教育活動の推進、道徳教育及び体験活動等の充実や、小学校の「なかよし月間」、中学校の「人権教育強化月間」の開催等、児童生徒のいじめ防止等のための主体的活動に対する支援を充実。
- ・ いじめの防止等のための取組や、管理職はじめ学校職員の資質能力の向上のための研修実施。
- ・ チームとしての学校相談体制構築のための支援や、学校の生徒指導体制充実のための教員配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携促進。
- ・ 学校のいじめ防止等の取組の点検、充実のための指導・助言。

#### イ 広報・啓発活動

- ・ 家庭や地域を対象としたいじめ防止、情報モラル向上にかかわる広報・啓発活動実施。

#### ウ 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備

- ・ PTA や地域、関係団体が学校の教育活動にかかわるための連携を促進。
- ・ 警察官等経験者であるスクールサポーターの活用促進。
- ・ 村における、幼児期からの子どもの支援情報の確実な引継ぎ等地域支援体制整備の促進。

### (3) 早期発見の取組

#### ア 早期発見・早期対応の取組への支援・助言

- ・ きめ細かないじめの認知の取組への指導。

- 学校管理職研修において、いじめの定義の共通理解及び認知に当たっての留意点等を全ての学校に周知徹底
- 「いじめ防止等に向けての状況調査」におけるいじめへの対応及び対策への指導・助言
- 「Q-U 楽しい学校生活を送るためのアンケート」を活用した予防的生徒指導・学級づくりへの指導助言

- ・ 学校におけるいじめを含む生徒指導上の諸問題の状況の日常的、定期的な把握及び教育相談体制、生徒指導体制への支援・助言。
- ・ いじめの早期発見のための家庭や地域への情報発信。
- ・ 学校において、児童生徒自らが SOS を発信することができるようになるために、「SOS の出し方に関する教育」を推進。また、講師を育成するために、教職員や学校関係者に対する研修を実施。

- ・いじめが起きた場合には、必要に応じて、出席停止措置の活用や、児童生徒の就学校の変更や学級編成替えの検討等いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討することも必要。

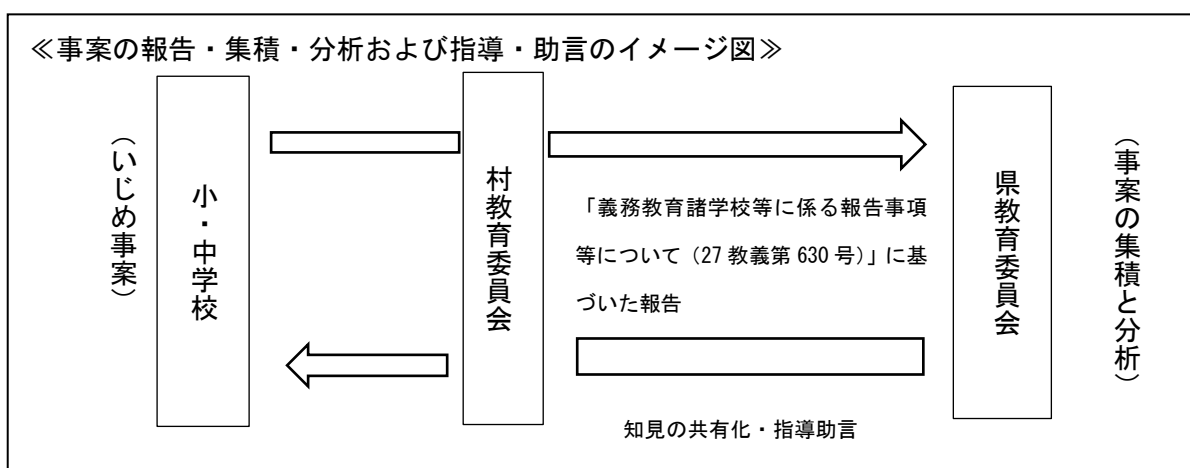
#### イ 相談体制

- ・「こどもサポートセンター」「子ども家庭総合支援拠点」によるいじめの通報・相談を受け付ける学校外の窓口の運営とその周知を徹底。
- ・児童生徒や保護者に対するいじめ早期発見のための定期的な調査。
- ・LINE 等 SNS の活用により、いじめで悩んでいる児童生徒や家庭が孤立することなく、相談することができる仕組みの検討。

#### (4) いじめへの対応

##### ア 学校におけるいじめの把握と適切な措置

- ・学校へのいじめ事案の報告の指示と事案の集積を通じた分析。
- ・分析に基づいた知見の共有化及び指導・助言による再発防止。



##### イ いじめ問題への対応のための体制整備

- ・問題への対応のために、弁護士や医師、心理や福祉の専門的な知識を有する者等、外部有識者を活用し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を行う体制の整備。

##### ウ ネットいじめへの対応

- ・インターネットを通じて行われるいじめに関する事案を未然に防止するための定期的なアンケート調査等の実施による実態把握と、起きた事案に対処する体制の整備。

#### (5) その他

- ・学校のいじめ防止等のための対策の実施状況を学校評価の評価項目へ位置付けるための指導・助言。

- ・ 教員が児童生徒と共にすごし、向き合うことのできる時間を確保するため、学校マネジメント体制づくりへの支援。
- ・ 学校の教育活動や学校運営に保護者や地域住民が参画する機会の促進。

### 3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組

いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関・関係団体とが連携して様々な取組を工夫することが有効である。

#### (1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育む。

また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要。

- ・ 日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めるとともに、保護者自身も困ったときに子育てに関する専門機関に相談する。
- ・ 子どもと共に過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化やSOSに気付くよう努める。
- ・ 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める。また、保護者自身もインターネットの適正利用に関わる知識を身につけるための研修会等に積極的に参加する。
- ・ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるよう心がける。

#### (2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

- ・ PTA 活動によるいじめ防止等の取組の推進。
- ・ 地域人材の学校教育活動への参画。また、児童生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取組の学校教育計画への位置づけ。
- ・ 公民館活動や青少年健全育成事業への児童生徒の積極的な参加。
- ・ 学校と放課後児童クラブが連携した児童生徒の状況の把握。
- ・ 青少年健全育成推進会議等での地域における児童生徒の状況の把握。
- ・ 不登校等長期欠席児童生徒が、学校外の居場所や家庭で相談を受けられる体制整備の検討

#### (3) 関係機関・関係団体との連携

- ・ 村、県、民間機関が連携・協働して妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的支援を行う体制の構築。
- ・ 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、住民福祉課、教育委員会との情報交換等日常的な連携。
- ・ 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

#### 4 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省）」に基づき、適切に対応することが必要である。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

##### (1) 学校の対応

学校は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とし、対応チームを組織。
- 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導
- 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築

いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（4 文科初第 2121 号通知）」

- いじめられた児童生徒の安心・安全の確保

「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備。学校体制での見守りと、スクー

ルカウンセラー等による心のケアを継続

○ いじめた児童生徒への指導

いじめを完全にやめさせ、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続

(2) 教育委員会又は学校の対応

ア 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会に報告。教育委員会は村長に速やかに報告する。

イ 重大事態の調査

教育委員会は調査の主体を判断し、教育委員会又は学校の下に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

(7) 調査の主体の判断

今までの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断する。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、教育委員会が調査の主体となる。

(4) 調査組織

- ・ 調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保。
- ・ 学校又は教育委員会における調査組織の設置について県教育委員会からの指導・助言を受けるとともに、専門的知識及び経験を有する者の候補者について情報を得る。
- ・ 学校が調査の主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加える。また、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(5) 調査の実施

- ・ 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止すること。
- ・ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。  
※いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。
- ・ 調査の主体(教育委員会又は学校)は調査組織による調査に全面的に協力し、

事実にしっかりと向き合うことが重要。

- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指す。背景調査については、「国の基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月文部科学省）を参考とする。

## ウ 調査方針及び結果の提供及び報告

### (7) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ・ 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明。
  - ① 調査の目的・目標
  - ② 調査主体（組織の構成、人選）
  - ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
  - ④ 調査事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
  - ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
  - ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）
- ・ 教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮することが必要。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにする。

### (4) 調査結果の報告

- ・ 教育委員会及び学校は、筑北村個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う。
- ・ 教育委員会又は学校は、調査結果についても(2)ア「重大事態発生時の報告」のように報告。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添える。
- ・ 調査により把握した情報の記録は、原則として筑北村文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

## エ 調査結果を踏まえた措置

- ・ 教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の教育委員会及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。



- ・教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援する。
- ・教育委員会は、いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行ったうえで客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する。

### (3) 村長による対応

(2) ウ(イ)「調査結果の報告」を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、以下に掲げる場合は、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）することを検討する。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

#### ア 再調査

- ・再調査にあたっては、教育委員会又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。
- ・従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、(2)イの調査に並行して、村長による調査を実施することもある。
- ・村長は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### イ 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、村長は、その結果を議会に適切に報告。
- ・村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- ・「必要な措置」としては、首長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。



### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

村は、「いじめ問題対策連絡協議会」において、「いじめ防止対策推進法」、国の基本方針の見直しの状況等を勘案し、必要があると認められるときは、本基本方針の見直しを検討する。